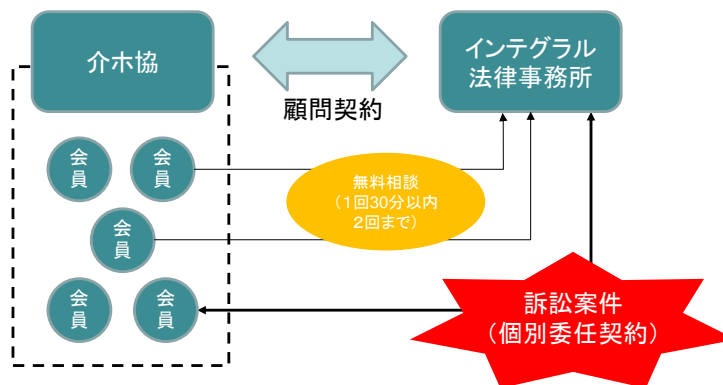


【介ホ協】法律相談サービスについて（2019年10月より）

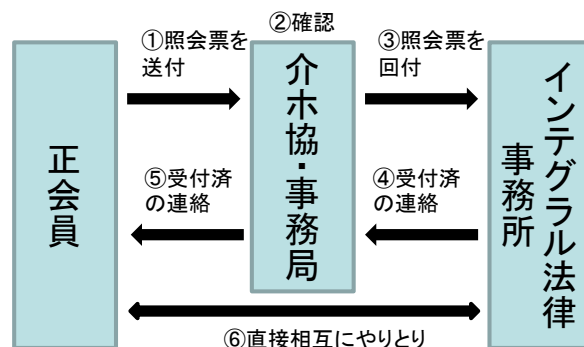
介ホ協では、正会員の皆さまに対し法律相談サービスの提供を2019年10月より開始します。介護分野の紛争について専門性の高い「インテグラル法律事務所」と新たに顧問契約を締結しましたので、正会員の皆さまから法律相談（一定の範囲まで無料¹）を承ることが可能です。また個別の交渉や訴訟対応についても有料（介ホ協の会員向け優待料金）でご利用頂けます。

【法律相談窓口の枠組み】



【利用方法】

1. 別添の「法律相談サービス 照会票」に記入のうえ、介ホ協の事務局 (info@kaigotsuki-home.or.jp) まで e-mail にて送付ください (①)。(FAX はお受けできません)
2. 介ホ協の事務局にて内容を確認し (②)、明らかに法律事務所への相談内容として不適切なものを除き、法律事務所へ照会票を回付します (③)。
3. 法律事務所が照会票を確認し、介ホ協経由で照会票に記載の担当者へ受付済の連絡を致します (④⑤)。
4. 照会票に記載の担当者と法律事務所が直接やりとりします (⑥)。回答は原則メール、電話、テレビ会議等を行うほか、対面で実施することもあります (交通費が必要な場合があります)。



【留意事項】

- ・ 1回あたりの相談は30分以内。1案件につき2回まで無料（負担無し）。回数や時間が超過する、調査など一定の作業が発生する、または文書を作成する等の場合は有料となります。（料金はインテグラル法律事務所よりご提示致します）
- ・ 訴訟対応や相手方との交渉については、法律事務所との間で個別の委任契約²（会員の皆さまの料金負担）を締結のうえ、ご利用頂きます。
- ・ 相談案件の進捗・帰結等の情報（個人情報を除く）については、法律事務所と介ホ協の間で共有されますのであらかじめご承知おきください。

¹ 今後の相談件数や相談内容によっては、サービス内容を変更（有料化等）する場合がございます。

² 介ホ協の会員向け優遇料金でご利用頂けますが、具体的な優遇額の提示は致しかねます。